

○長久手古戦場野外活動施設条例施行規則

平成15年7月1日

長久手町教育委員会規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、長久手古戦場野外活動施設条例（平成15年長久手町条例第15号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(使用時間)

第2条 長久手古戦場野外活動施設（以下「施設」という。）の使用時間は、次のとおりとする。

(1) 郷土資料室 午前9時から午後5時まで

(2) 和弓場 午前9時から午後9時まで

2 長久手町教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、特に必要があると認めるときは、使用時間を変更することができる。

(令4教委規則8・一部改正)

(施設の休所日)

第3条 施設の休所日は、次のとおりとする。

(1) 月曜日（月曜日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「国民の祝日」という。）に該当する場合は、その翌日以後の最も早い国民の祝日でない日）

(2) 1月1日から1月4日まで及び12月28日から12月31日まで

2 教育委員会は、必要があると認めるときは、前項の休所日を変更し、又は臨時に休所することができる。

(施設の使用許可申請)

第4条 施設を使用しようとする者は、あらかじめ野外活動施設使用許可申請書（様式第1号）を教育委員会に提出しなければならない。ただし、午後5時から午後9時までの使用については、使用しようとする日の5日前までに

野外活動施設使用許可申請書（様式第 1 号）を教育委員会に提出しなければならない。

2 前項の許可申請書は、使用の日の 3 か月前から提出することができる。

（令 4 教委規則 8 ・ 一部改正）

（使用の許可）

第 5 条 教育委員会は、前条の許可申請書を適当と認めたときは、野外活動施設使用許可書（様式第 2 号）を申請者に交付するものとする。

（使用の変更等）

第 6 条 施設の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、許可の内容を変更し、又は取消ししようとするときは、野外活動施設使用変更・取消し申請書（様式第 3 号）を教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、前項の申請を適当と認めたときは、野外活動施設使用変更・取消し許可書（様式第 4 号）を使用者に交付するものとする。

（使用料の減免等）

第 7 条 条例第 5 条第 3 項の規定により使用料を減免することができる場合は、市長が別に定める。

2 前項の規定により使用料の減免を受けようとする者は、その旨を記した書類を使用許可申請書に添えて教育委員会に提出しなければならない。

（令 4 教委規則 8 ・ 一部改正）

（使用料の還付）

第 8 条 条例第 5 条第 4 項の規定により使用料の全部又は一部を還付する場合及びその額は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 使用者の責に帰することができない事由によって使用できなくなったとき。 使用料の全額

(2) 市の都合により使用の許可を取り消されたとき。 使用料の全額

(3) 前 2 号に定めるものの他特別の理由があるとき。 教育委員会がその都度定める額

2 使用料の還付を受けようとする者は、野外活動施設使用許可書及び使用料の領収書の写しを添えて教育委員会に申請しなければならない。

(使用権の譲渡等の禁止)

第9条 使用者は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(特別の設備)

第10条 使用者は、施設に特別の設備をしようとするときは、教育委員会の許可を受けなければならない。

(原状回復義務)

第11条 使用者は、施設の使用を終了したとき、使用を停止させられたとき又は使用の許可を取り消されたときは、直ちに原状に回復して返還しなければならない。

(野外活動施設運営委員会の委員長等)

第12条 野外活動施設運営委員会（以下「運営委員会」という。）に委員長及び副委員長1名を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、運営委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第13条 運営委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(雑則)

第14条 この規則に定めるものを除くほか、施設の管理に関し必要な事項は、教育長が定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則施行の際現に長久手勤労者野外活動施設の管理及び運営に関する規則（昭和５９年長久手町規則第２０号。以下「旧規則」という。）第６条の規定による施設の利用の許可を受けている者については、なお、従前の例による。
- 3 この規則施行の際現に旧規則の規定に基づき提出されている利用許可申請書及び交付されている許可書は、この規則の規定に基づき提出され、又は交付されたものとみなす。
- 4 この規則施行の際現に旧規則の規定に基づいて作成されている許可申請書等は、この規則の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

(旧規則の廃止)

- 5 旧規則は、廃止する。

附 則（令和４年教委規則第８号）

(施行期日)

- 1 この規則は、令和４年４月１日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

様式第1号(第4条関係)

野外活動施設使用許可申請書

年 月 日

長久手市教育委員会 殿

申請者 住 所
団体名
氏 名
電 話

次のとおり野外活動施設を使用したいので、申請します。

使用の目的			
使用する日時	年 月 日()午 前 時 分から午後 時 分まで		
使用する施設	和弓場 その他()		
使用する備品	弓矢(セット) その他()		
使用の区分	個人 ・ 専用		
使用人数	内訳 大人 人 大学生 人 高校生 人 中学生 人 人		
使用料の有無	有 ・ 無	使用料	円
許可の条件			
記入上の注意 1 申請書は、使用しようとする前までに提出してください。ただし、午後5時から午後9時までの使用については、使用しようとする日の5日前までに提出してください。(申請は、3か月前からできます。) 2 使用する施設、備品及び使用の区分欄の該当するものを「○」印で囲ってください。			

様式第3号(第6条関係)

野外活動施設使用変更・取消し申請書

年 月 日

長久手市教育委員会 殿

申請者住 所

団体名

氏 名

電 話

年 月 日付で許可のあった野外活動施設の使用を次のとおり変更・取消したいので、申請します。

使用の目的				
変更・取消 する日時	変更(取消)前	年 月 日()午 前 時 分から午後 時 分まで		
	変更後	年 月 日()午 前 時 分から午後 時 分まで		
上記以外の変更事項	変 更 前		変 更 後	
※使用料の変更	変更前	円	変更後	円
記入上の注意 1 変更・取消しは、該当する方を○で囲んでください。 2 変更事項については、該当する内容を記入してください。 3 ※印欄は、申請者は、記入しないでください。 4 この申請書には、野外活動施設使用許可書を添えて提出してください。				

様式第4号(第6条関係)

野外活動施設使用変更・取消し許可書

年 月 日

殿

長久手市教育委員会

年 月 日付けの使用変更・取消し申請については、次のとおり許可します。

使用の目的				
変更・取消 する日時	変更(取 消し)前	年 月 日()午 前 時 分から午 前 時 分まで 後 後		
	変更後	年 月 日()午 前 時 分から午 前 時 分まで 後 後		
上記以外の 変更事項	変 更 前		変 更 後	
※使用料の 変更	変更前	円	変更後	円
備 考				